

# 総務委員会 県内調査活動状況

1 日 時 平成25年7月25日(木)

2 出席委員(10名)

委員長 堀内 富久

副委員長 飯島 修

委員 臼井 成夫 望月 清賢 棚本 邦由 清水 武則

仁ノ平 尚子 丹澤 和平 早川 浩 木村 富貴子

3 調査先及び調査内容

(1)【山梨県土地開発公社】

調査内容(主な質疑)

問) 今の説明は、極めて不親切である。具体的なものをほとんどすり替えている。例えば、訴訟を準備中だとか。固有名詞を挙げないまでも、県内何社、県外何社、県外があるかどうかは知らないが。一番の問題はその不法投棄を、もちろんあなたたちが当時の責任者ではないことは、百も承知しているが、当時の人に出くるように言っても、役所の常で、当時の人呼ぶわけにはいかない。だからあなたたちが、当然、今の立場で、いろいろな責めを負わなければならないと思うが、前段の説明でも、おわびでも不誠実、ましてや今の、全く具体性に欠ける説明、極めて不誠実だ。

答) 訴訟については、今現在、先ほど話したとおり、顧問弁護士との協議を進めているところであるが、具体的には1法人、1個人という2者に対しての訴訟を考えているところである。

問) まだまだ、言うことたくさんあるある。6億円という巨費をどぶに捨てるように金を使ったわけである。こうなった原因は、取得した土地の管理が、民間であろうと個人であろうとあり得ないようなずさんな管理であったことが最大の原因である。しかもそれが、一月や三月ではなく何年にもわたって、不法投棄されたものが、なんとというか、恐らくわかっていながら見て見ぬふりしていたのではないか私は思う。そうではなかったら、ある程度管理をしているわけだから、公社に職員が一人や二人しかいないわけではない。管理担当の職員もいる。だいたい何年間にわたって、どのくらいのものが、言い尽くしたと君たちは言うかもしれないが、言い尽くしたのではなく、まじめに審査しようとするには、何年にわたって、しかも今、民間1社、個人1者と言った。恐らく法人1社、個人1者であれだけの量を投棄できるわけがない。ならば、何十社か何社あったけども、例えば法律で言う時効云々だとか、ともかく、まるで我々をだまし討ちしようみたいな説明じゃないか。そう思わないか。

答) 現在、訴訟を考えておりますものについては、いわゆる土地の買収以前の不法投棄あるいは、買収以降に不法投棄されたことの立証が可能であると、また、その他の案件については、時効が成立している。あるいは、立証ができないと調査委員会の中で複数の弁護士が判断されたところである。そのため、今回の2件以外については、訴訟のほうは断念したところである。

2者については、出土した廃棄物について、例えば、出土した未使用の菓子袋や投棄されていた廃棄物の種類などからこの2者が投棄したことが、ある程度特定できるので、今回訴訟を考えているところである。

問) わからないな。ともかく何年にわたって、どのくらいの投棄がされて、それに関係した企業なり個人は、何社だか何人いて、そして、ここからこっちは時効だと。時効だから全てほっとくんじゃなくて、時効であっても責任を追及することはできる。時効だから責任追及できないのか。例えば、その人の免許の問題とか、認可の問題とか、いろんなことがあるはずだ。時効だから求償権は、損害賠償は求められないと言うかもしれないけど、ともかく、何か手を尽くして、やるべきはやらなければいけないと思う。そうじゃないのか。余りにも簡略にやって済まそうなんて気持ちにならないでほしい。この際、全てもう一回、何度も聞いた話かもしれない、私も何度も聞いている。しかし、せつかくの機会だから、全て明らかにする。これ見ても、何も載ってない。定款とか必要のないものばかりあったって。これは事件である。この事件に関する書類はどこにあるのか。部長、この事件に関する書類は。

答) 事件関連ということと言うと、公社の改革プランがこの資料の後ろに参考でついているが、事件を受けて、資料の9頁であるが改定後のプランの実施に向けてということで、今回生じた6億5千万円、それから隣接地の4億6千万円の処理について述べるという部分である。

問) この事件には何社が関わって、例えば廃棄物処理のマニフェストもあるはずだから、そういうものも徹底的に調べればいろいろなことが分かるはずだし、しかも、調査委員会の調査報告書を我々に示されたか覚えていないけど、余りにもその後の専務理事の説明においても、何社かと聞いても答えない。誠意がない、しっかり答えなさい。悪い事したんだから名前までしっかりとと言うように。何か包み隠してるんじゃないのか。

答) 特定できたのが先ほど申し上げた業者、個人になる。それ以外については、特定できないと。

答) さっき、時効と言った。時効で罪は問えないと言った。時効ということは、どの会社が時効でどの会社が時効じゃないということは分かっているだろう。

問) 先ほど時効と申したが、それは造成の時期からみて、既に時効が生じているということで、それ以上の追跡調査は行ってない。造成より深い部分で出土した廃棄物から特定できるということで、今回、2者に対して訴訟を起こすわけであるが、それ以外のものについては、造成

よりは上ということもあり、その辺のところは、はっきり特定することができないということである。

問) 特定できるとかできないとかではなく、これに対しては、弁護士も入れた調査委員会が立ち上げられ調査して、当時、複数の企業が浮上している。それを訴訟の相手として、法人1社、個人1者という言い方をしているが、あなたたちがやったことがずさんだから、こういった問題が起こっている。ならば、もっといろんなことを我々に示して、我々もこのことが、処理が良かったのか悪かったのか、調べるために調査に来ている。別に説得されたり、事後承諾するためにこの調査に来ているんじゃない。真相を究明するためにこういう調査がある。議会の調査権にしたがって調査している。だから、こんなことほかの委員にも迷惑になったらいけないから、以上にするけども。ともかく、書類を皆さんが希望するかどうか分からないが、私は調査委員会で議した書類、全ての資料、書類を見たい。それだけは、委員長、言っておく。

問) 今、話があったが、破綻している公社をいかに早く処理するかということで、毎年県が2億数千万円もの金を出して、これまさに血税である。長い間ほっておいて、作ってきた借金を県民の血税を使って、廃止をしようとした矢先に新たに6億5千万円の損失で、むしろふやしてしまった。これだけ赤字が出た原因がどうなのか、それに対して、誰がどういうふうに関与したのか。その辺の説明をぜひしてほしい。何がどうしてこういうふうになったのか、ここに至るまで。再三厳しく指摘があったが、何が原因でこういうふうになったのか。その結果、皆さんがどういう形で、責任を取って、結局、6億5千万円という最終的な金額を県民の皆さんに負担をしてもらわなければならないことになったのか。その時に知事が自分の報酬のカットをしたが、その間にどのようなことを皆さんがやったのか、その辺について話を聞かせてほしい。

答) 委員の質問を頂戴し、私がこの問題が起きたときに公社にいた。その中で、まず、この問題が起きたときの経緯であるが、売却した企業から4月に工場を造るための調整池を造るということで、その工事をしているときに廃棄物が出た。ここが端緒であった。その時、公社に連絡があり、その時には公社では、こんなにたくさんあるとは思わなかった。まず、このことが大きな1点だと思う。公社としては、この地中にこれほどの石であるとか廃棄物があるという認識が、まずなかった。

その後、企業と協議をする中で、中がどうなっているか。それを試掘して調査するということになり、6月から試掘調査を始めた。6月11日から始めたわけであるが、いきなり、最初に掘削をしたところから廃棄物が出てきて、当初予定していたよりも、公社としてはこんなに廃棄物が続けて出ると、また、石が出るという認識はなかった。その後、ご存じのとおり調査委員会をつくり、現場での調査を進め、その調査には公社、それから建設技術センターにも立ち会っていただき、そして、その廃棄物の量とかを確認しながら進めた。

結果として、この売却地全域について、掘削をして調べることになった。その結果、大きく言って、廃棄物については、6箇所、廃棄物が埋設されていることがわかった。その箇所

について、中身について調査した。具体的にどういう調査をしたかという、出てきた廃棄物を、例えば、文字情報があるものについては、それを調べ、それを追跡する、あるいは、100人を超える公社、当時の企業、それから県の職員の関係する方々への聞き取りも行った。もちろん地権者にも聞いた。その中で、それが公社に売却する前か、公社が買い取って、20年間持ち続けたわけであるが、その間に入ったのか、そういうことをいろいろと調査させていただいた。

その結果、いろいろなことが要因であるというのが、調査委員会でも出た結論である。まず、大きく言えば公社の管理がずさんであった。これは一番の前提としてある。ただ、実際の6箇所を調べてみると、旧地権者が公社への売却前から、そもそも沼地で非常に地盤が悪いところだったということで、畑をするにも良くないということで、そういうところの埋め立てをするためにやった石なんかもある。それから、1箇所については、公社に売るときに、そもそも廃棄物があるということを伝えて売っていたというものがあつた。それから、幾ら聞き取りをしても誰がやったか、その前のものかはっきりとしないものもあつた。調査の中で、2箇所については、一つは、中から出てきた菓子袋であるが、そういったものから追跡調査をしたところ、不法投棄された疑いが強いということが判明した。それから、もう一つは、ボイラーとかタンクとか、いろいろなものが出てきた。そういう非常にわかりやすい物が出てきた事例があつた。それについては、その物を作っている業者の方とか専門家の方に聞いて、これはどういったものかということを知りたりして、その物を特定する。そしてその物を全体として見たとき、こういう事が考えられると、そういうふうなことを調べた結果、6箇所のうち2箇所について、個人と会社ですけれども特定できそうだと、こういうことが調査委員会の中で結論として出た。それで今回、その2箇所について、引き続き、相手にそれについての責任が問えるかどうか調査を進め、現在に至っている。その中で責任等についてお話しがあつたが、調査委員会の中でも責任についても広く弁護士の先生に何人もかかわってもらい、大きく言えば公社の管理責任というところで、個人個人、転石という公共残土で、入れた時期も平成8、9年ごろから15年まで、その中で何回も搬入されているが、例えば、石についての管理をどうしていたかとか、どういう人がかかわったか。そういうことも調べの中で、それについて、個人の責任が追及できるかどうか、それについても検討していただいた。それから組織としての問題についても検討した。一般的な責任という言い方で、調査報告書には載っているが、その一般的な責任については、まず公社の管理、その中には、危機管理、それから、そういうチェック体制、それから専門的、技術的な見識の欠如、そういうところがある。まず、そこが根本的にあつたという指摘があつた。それからもう一つ、その6箇所について、一人一人が公的責任を取れないかという検討もしていただいた。その中で、まず、誰が捨てたとか、公社が知っていたか知っていなかったかとか、そういうことで、その責任が問えるものと問えないものがある。そういうことで、今回の2箇所については、公的責任が問える可能性があるというのが結論である。そのほかの4つの中には、昔、廃掃法上も順に変わってきたので、当時、自分の土地に廃棄物を捨てること自体は、排掃法上不法ではなかった。そういう時代に捨てたものがあったりして責任は問えない。そういうものもある。今回、一番多く出てきたところについては、もう売るときには、将来工業団地として使うことが分かっていたのだから、当然、廃棄物が埋設されていることについて説明すべきで

あったと。その不法行為性というところが、調査委員会の弁護士の先生方にも指摘されたところである。したがって、公社の職員についても、もちろん造成工事のときに気づかなかったのか、どうであったのか。そういった観点。それから管理上の責任はどうだったのか。そのような観点で調査を行っている。

今回、6箇所がたくさん出たところ以外にも20年間の間には、不法投棄が結構あった。それが公社では、業者に頼んだりして、撤去もしている。平成19年に造成工事を行うときも、表面に大量の不法投棄があり、それをまず、撤去した。表面的には撤去したが、造成工事の方法が高いところを低いところへ移動するという工事であったために、切ったところの下にある物、それとか地中深くにあって、元からあったようなもの、そういうものが発見されなかった。そういうことへ個々の職員のかかわりかた云々を弁護士の先生に検討していただいて、結果的に職員の責任を追及することは難しいと、こういうことであった。そんなことで、一般的な意味での責任は重いということであるが、個々の職員、または、幹部の職員の責任を問うというのは難しい、困難だというのが調査委員会の複数の弁護士先生に検討していただいた結論である。

問) 最大の原因は、土地の管理をする人の責任である。冒頭、部長がすみませんでした。とお詫びしたのは、公社に責任があるということを確認した発言ではないのか。一番の問題は、管理が徹底していなかった、カギをちゃんと閉めなかった。その管理の責任を皆さん放棄してしまい、捨てたやつが悪いと。皆さんのほうの管理というのは、責任はないという意味の話であるが、なぜ、責任がないのか。責任を問わないんじゃない、責任が問えないのか。

答) 先ほど、調査委員会の中で、個々の職員の責任について、検討したという話しをさせていただいたが、その廃棄物とか不法投棄を防ぐために管理をする。24時間管理をする。実際24時間どこまでできるか、ということもあり、個人的な責任が問えないという判断は、弁護士とも話をした中では、24時間、ずーっとついていられるわけじゃない。その人の8時間なりの勤務時間の中で、あるいは、ほかの仕事もする中で、絶対にそこに不法投棄されないように見ているということは無理だと、そういうようなことで、個々の職員に、そこに立ち会っていれば別であるが、それを見ていて、不法投棄を見ていて、穴を埋めるのを見ていて、それを見逃した。あるいは、隠蔽してしまったという行為であれば別であるが、そういう意味では、個々の職員、それぞれの箇所に出てきたものについて、いつ、幾日捨てたということ、それと職員がどうそれを防ぐためにやったかということが、確実に実証できないと、個人の責任を問うのは難しいと、こういう見解である。

問) この問題で最終的に誰がどういうふうな責任を取ったのか。

答) 具体的に責任ということで、公社で責任という、謝ってはいるが、いわゆるそれ以外の責任はとった者はいない。

問) 管理責任がない。24時間監視していないから、それは俺のいないところで捨てたんだか

ら責任じゃないと。こういうことである。結果的には、6億5千万円という多額の負担をむしるふやしてしまった。県民としてはすっきりしない。私たちもいろいろなところで聞くと、「なんだかおかしいね。」と、確かに法律上は、あなたが、何月何日にしたときに、不作為によってこうなると、あるいは、あなたの不作為によってこうなると、明確でないと法廷上の公判は維持できないかもしれないが、6億5千万円という負債が新たに生じてしまっている、で、僕たちが聞いているのは知事が一人で、自分の報酬を減らした。それで全部おしまい。

皆さんご存じだと思うが、公費不正支出問題で、議会から厳しく追及されて、ウナギ食ったり、酒飲んだり、接待したり、その金を返せと言われ、10年間かけて返還した。金を返させられた。あのときは、誰も特定できなかった。お前があのときメシ食ったじゃないかと、あのときあそこの飲み屋へ行って、酒飲んだじゃないかと、誰も追及された人はいないけれども、みんなで最終的には、20数億円返した。あれって、誰も立証された人いない。お前があのときにウナギを食ったじゃないかと、誰も立証された人はいないが、県庁職員みんなで責任とった。

法律的には確かに、常務理事の言うように、じゃあ、誰がいつ何をしたか、ちゃんと立証してみると言われれば立証できないかもしれないが、何か釈然としないものがあるというのは、やっぱり、ことが起こってしまったことはしょうがないということだ。20年前へ遡っていくことはできない。しかし、問題は、それが、事が起きたときにどう対処するかということが、今は問われているということである、それをいかに誠実に対応したか。だから私たちはこの問題を本当に誠実にこの問題にみなさんが応えてきたのかなど。もちろん、ここにいる皆さん、4月に理事長もかわったし、皆さんも、俺なんて初めてここへ来た、という人もいるかもしれない。今までの対応をみていると、本当に誠実に問題を対応したのか疑問を感じる。

質問をかえる。石を除去するときどこまで除去するのか。先ほど常務理事も言ったように、あそこは、地元なのでよく知っているが、ハス田、つまり、沼地である。大塚の丘陵地帯から落ちてきて、そこへ水が湧く、水田としてはだめで、ハス田ですから腰まで水につからければ、ハスが取れない場所であった。ダメな土地を工業団地の、これは当たり前のことであるが農地として優良ではない。だからみんなあそこへ石を入れた。その石は、基盤と考えるのか埋め立てた場所と考えるのか。それは違いがある、でも、そのときに石を全部除去する必要があったのか。どこまで石を、どこまで掘って、どのくらいの石までをどこへ持って行って処理したのか。それを教えていただきたい。

答) 転石について、どのような処理がされたのかということであるが、まず、企業の建設の下請けに入っている設計管理会社から技術的に通常の宅地造成においては、30センチ以下で転圧をしていくと、要するに30センチ以上の石は基本的には除去するものと指摘された。

ただ、実際に掘ってみると非常に多くのそれ以上の転石の混じり土が出てきた。転石については、基本的には地上から1メートルまで掘削をして、出てきた石については、ふるい分けて石だけを集積させ、それを峡東浄化センターに搬出したということである。

問) あそこの地盤の関係からいって、近くの人に聞いたり、あるいは建設業の方に聞いてみると、むしろ地盤の安定化を図るためには、あんなに持ち出さないほうがいいんじゃないかとの話があるが、会社に対して、そういう説明はしたのか。

答) 私どもの前の専務理事は、技術職ということで、基本的に30センチ以上のものは使わないという点については、まず、納得はした。しかし、その使い方によっては地盤の安定につながることも話したが、0センチ以上の転石については、みんなとってほしい。というのは、まず、先方企業が精密機械を製造する工場をつくるということで、地盤の安定性ということを求めている。その結果として、見た目には全部とる必要はないんじゃないかという感じもあったが、基本的に30センチ以上、いわゆる造成の基準にしたがって全部撤去してほしい、ということで、それで進められたものである。

問) そうすると深さ1メートルまでのところにある30センチ以上の転石は、ふるいにかけて、全部の面積を除去したわけか。

答) そのとおりである。

問) いろいろな工事関係者の話を聞いてみると、地盤の安定は、むしろ石があったほうが安定するんじゃないかと。それからボーリングしていって、大きな石があって除去しなければならぬということであれば、それに対して、県が助成金を出すなり、あるいは補助金を出すなり、土地代をまけてやるなりしたほうがもっと安くできたんじゃないかという意見もあった。あれを私も遠くで眺めてみて思ったが、バケットみないなもので、ガラガラっと石をふるっていた。きっとあの編み目が30センチなのか。そうではないのか。10センチくらいの小さいものもあったが、そういうものでふるって除去したという、その中から30センチ抜き出しのか。

答) 基本的に30センチと先ほど申し上げたが、バケットについては、もっと目の細かいものである。その理由は、石ばかりではなく、廃棄物も一緒にすくってふるいをやっている。であるので、基本的には30センチ以上の大きい石を撤去するということを基本としていたが、中にはそれと一緒に小さな石も撤去しているということである。

問) 20ヘクタール余りのところを1メートル掘って、気の遠くなるような作業を、あの炎天下で、それだけの費用をかけてやる必要があったのかどうか。前の総務委員会の委員の人たちも充分議論したと思うが、そこまでやる必要があったかのかなという思いもしてきた。

次にもう一つ。先ほども説明があったが、農工団地として地元の期待を一身に集めて、一村一工場という形で、あそこを工業団地として造成したと思うが。雇用と町の財政の安定と2つの面から、まさに地域の期待を一身に集めてきた工業団地である。そこが、今の話を聞くと、要するに太陽光発電にしたいということであるが、それは、地元を含めての協議、あるいは議会でこの利用について、皆さん勝手にそういうこと言っているだけで、私は先日の

委員会のおきにもっと早く結論出すべきじゃないのかと、これはどういふように使うのか、もし、太陽光発電にするならば、電力買取制度は買い取り価格が毎年下がっていき、こんな政策がいつまで続くか分からないが、早く結論を出さないと、今年度中に結論を出さないと、買い取り価格が下がっていく。そうするとますます不利になっていくわけであるから、もっと迅速に、これをどういふ形で利用したらいいのか、地元も含めて、協議をすべきでないかと。あそこがもし使えなければであるが、地元の委員がここにいて怒られるかもしれないが、例えば、小瀬のグラウンドのサッカーのサブグラウンドにするとか、ヴァンフォーレの練習場にするとか。上ものを作らないでできるなら、ほかに利用方法はなないのか、選択肢としてたくさんあると思うが、その選択肢を何も示さない、何も検討しないうちに太陽光でやると言っているが、そういうことを十分に検討して議会でも議論をして、そして地元の町とも十分に議論をしてほしいと思うがどうか。

問) 昨年からの経過もあるので、ここにいる中で、常務理事と私が昨年からかかわっているのでこのことについて、答弁をさせていただくが、隣接地はこういう経過の中で、造成をやるのと修復に相当な経費がかかるということで、造成をすることは難しいという中で、どういった使い方が適当かということを検討した。その中で太陽光ということが一つの考え方で出てきたものである。市川三郷町でもクリーンエネルギー推進計画があり、今、その方向で検討していることに関しては、こちらの動きを支持していただいていると考えている。ただ、今、農工法での計画の中で、利用する形が仮に太陽光であると、従来の計画を変更して使うということに関しては、国との協議が必要であることとか、あるいは、電線を東電とつなぐことについての協議とか、そういったことに時間を要しているが、一刻もはやく協議を進めたいということで、鋭意やっているところである。ほかの用途についても、それに凝り固まって絶対にほかには使わないということではないが、太陽光発電所への誘致が一つの選択肢として、協議をして進めていきたい。

問) 土地開発公社は今、何人職員がいるのか。

答) プロパー職員が2名です。

問) それ以外は何人いるのか。

答) あとは、私、常務理事と専務理事である。それと住宅供給公社との兼務の人はいるが、正式なプロパー職員は2名である。

答) 今、土地開発公社、それから道路公社、住宅供給公社の事務局を一元化をしており、したがって、今の答弁は、そのうち土地開発公社の業務にかかわっている、従前から土地開発公社の職員ということで2名。専務理事それから常務理事については、3公社全部をみるということであるので、土地開発公社専任の者は2名ということである。

問) 常務理事はいつつくったのか。

答) 今年度からである。

問) こんな小さい組織で、専務に常務とは。君は事務局長だった。ことしから常務になったのか。何の理由で、常務なんて職をつくったのか。

答) 先ほど、説明があったように、土地開発公社と道路公社と住宅供給公社の3公社を合わせて共通役員制ということでしており、常務理事についても、あくまでも3公社の常務理事である。したがって、職員は全体とすれば40人になるかと思う。土地開発公社だけの業務しているわけではなく、今回、常務理事を置くこととなったのは、土地開発公社でこういう問題が起きたり、それから住宅供給公社の改革プランとか経営についてのいろいろな課題を持っている。そういう大きい課題があるということで、設置をしたものである。

問) 属人的な、個人の問題になるから言いたくはないが、役職はつくるわ、昇任はさせるわ。そんな状態ではないのではないか。3公社全部といっても、40人そこそこのものが、何で専務だ、常務だ、そんなに役職者をつくらなきゃいけないのか。本当に県の人事異動もそうであるが、偉くするためにやたらと名前をつけたりするが、未だ反省が足りない。反省していれば、そういう役職者をつくるなんて精神は生まれてこない。反省の中から偉い人をつくるなんて精神は生まれてこない。これが役所のばかげた実態だ。よく覚えておきなさい。



説明・質疑終了後、市川三郷町大塚地区拠点工業団地を視察した。

(2)【暴力追放運動推進センター】

調査内容（主な質疑）

問) 大変難しい人たちを相手にするから身の危険も覚悟してやらなければならない仕事ということで、大変なことだと思うが、それだけになかなか民間の人たちが、この人たちに向かっていく大変勇気があることで、こういう団体が先頭に立つてもらうのは大変ありがたいと思う。この団体が行う事業というのは、話を聞いているとそれぞれの地区でそういう団体が、総会で追放宣言をする、あるいは、そういう地域にのぼり旗を貸し出して、そういう運動をしていることを知らしめるというふうなこと、あるいは、訴訟が起きたときに代理人となってやるということが主なようなものにみえるが、大体こういう組織は、そういうことが主体で、全国的にはそういうものなのか。

答) 先ほど説明したとおり、法律に定められた11の事業についてやるということであり、委員の言うとおり、ほとんどが支援という形で、例えば、暴追ののぼり旗、プラカードであるとか、暴追のたすきとか、そういったものの支援で、暴追ののぼり旗であると、地域によっては風等ですぐに壊れてしまうので、補充というような形で支援していく。あるいは、地域で住民の暴追大会、緊急集会というようなことがあれば、それにも同様に支援したり講演したりしている。

先ほど、訴訟の関係が出たので、説明させていただく。昨年の秋に法律が改正され、指定暴力団について、差し止め請求ができるという内容である。そして、それについては、要件が3つあり、先ほども言ったとおり、体制が整っている、あるいは、規程が整っているとあり、最後に経理的基礎が確立しているということで、各県どこもこれでやると思うが、どうやっていくかということが、今、当センターの最大の課題である。民間の方、一般の方が今のところ行う訴訟は、こちらでは、支援という形では可能である。ただ、訴訟の代表になってやるという形ではなく、できるのは、指定暴力団のみということで、例えば、山梨の侠友会は対象にならないということである。

問) これは法律上、必置の団体であるのか。法律で定められた、必ずつくらなければならないと法律で定められて、必ずつくらなければならない団体であるのか。

答) 法律で定められてできている団体である。必ずセンターが全国で各県1つ設置されているという質問でよろしいか。それならば、そのとおりである。必ず設置するという事になっている。

問) 法律で設置が定められた団体ということになると、逆に言うと、法律に基づく活動しかできないと、これを逸脱することはありえないということなのか。

答) 基本的には、法律に定められた11の事業をやっていくが、それに付随する事業であれ

ば、実施することは可能である。

問) これ全部熟知していないからわからないが、今回の抗争事件みたいなときにここがどうかかわりをもつかというと、住民集会を開いて、みんなでそういう人たちが住めないように、事務所をつくれないうように、住めないようにできるかと聞いたら、警察はできないという話だけど、そうするとこの団体も、法律に基づいている団体とすると、この団体もそれはできないということになるのか。要するに個人のプライバシーの問題があったり、憲法での生活権の保障をしているわけであるから、この団体がそばへ行って、追放するなんてわけにはいかない。暴力団追放なんてできないのではないか、この団体は。

答) 委員の言うとおりで、強制的にセンターがやっていくということとはできない。事実行為としてやることは可能ではないかと思うが、強制的にやっていくことはできない。

問) 暴力排除運動の推進ということで、取り組んで行くことはよくわかったが、たまたまこの中に、少年の、ということがあったので、自分の身近なことになるが、暴力追放という、かなり前に入らないようにという、予防みたいなことになる。報告書の677頁の5番に少年に対する暴力団の影響を排除する活動というのが入っている。県警察が主催で少年指導員と合同研修と書いてあるが、保護司とか少年補導員とかいろいろ、早いうちに芽を摘むという、入っていかないようにするという予防という点で、聞きたいが、そういう点で特に力を入れているようなことがあるのか。

答) 少年を暴力団の影響から守るといようなこと、予防ということであるが、私どももそういった相談を受ければ、当然、それなりのことはするが、現在、特にやっていることについては、県警の少年課等と連携して、県下の少年補導員、あるいは、指導員といわれる方々が、約600名いるが、年に200人くらいを対象に、薬物乱用防止、あるいは、暴力団からの影響を排除するといような内容の大会を開いており、そこで講演などをして、直接、少年とかかわりをもつ方々の大会へ参加し、資料を配ったりしながら暴力団情勢について説明したり、こんなことに気がつけたらどうかといようなことを行っている。昨年が敷島の総合会館、ことしも、明日、山梨市で開催することとしている。

問) もちろん大会をすとか、きちんとした中で、細かい取り組みがないと、今、こういう時代であるので意外と若い人たちが、暴力団みたいな団体に入ってくるようなことも多いんじゃないか、今までの傾向がわかれば聞きたい。

答) 少年に対する、個々、具体的なことがセンターでできるかということであるが、言いわけじみた内容で申し訳ないが、職員が現在、2人しかいない。個々の少年ということになると、警察本部の少年課、あるいは、警察署のほうが対応はしやすいと思う。もちろん私たちも、相談を受けたりすれば、対応は十分する。そのほか私どものほうでは、少年の問題に絡めて、前にも説明したかと思うが、昨年、山梨県内の山交バスの国中の8路線を指定し、その

中で、高校生の乗りおりが多いような場所のバス停付近で、車内放送で、そういうことを呼びかけるということをしている。これは、1日で400件くらいの放送で、これは大分聞いてくれているようで、広く支援する形で行っている。

問) もちろんあるものを撲滅するわけであるが、芽を摘むというか、特に山梨県の青少年がそういう道に入らないような予防という点で、緊密な警察との連携のもとに、ぜひしっかりお願いしたい。

問) 先ほどの質問と関連するかもしれないが、実は、7年か8年、もっと前になるか、出資法人の審査をこのような形ではなく、出資法人特別委員会でしたときに、この暴力追放運動推進センターを取り上げたことがある。過去のことを申して恐縮であるが、今の方々ではなかったが、そのとき、このことを質問し、ただしたところ、「正直、委員さん、のぼりを買って、宣言をしているだけだから、勘弁してください。それ以上のことはしていませんので、決まっていることをやっているだけなので、予算も少ないですし、質問もそれぐらいにしてください。」というような、当時、センターの専務理事や事務局の方がいなかったからか、そんなようなやりとりをしたことがある。話しを聞いていると、やはり法律の中での活動であり、のぼりを買って、暴力追放宣言をしてという点では、当時の出資法人の審査のときと変わっていないのかなという感じを、今日の話をもつても持つ。ただ、世の中の、特に国中での抗争が昨年来、大変活発であることを勘案すると、「それだから勘弁してくださいよ。」というわけにはいかない情勢だと思うが。県民の向ける目も厳しい。そうした中で、法律的な中で制限は受けつつも、新たな御努力とか、アピールとか、さらに法治国家でこのようなことがあることを、大変県民は憂えて、おびえているわけで、こういう時世であるので、これまでとは違う、また、働きも必要ではないかと思う。アイデアなり、その意欲に、熱意を出した活動というのが、できないものかと思うが、いろいろと御無理な部分もあるかと思うが、ぜひ、そのような方向を打ち出してほしいがどうか。

答) 委員の言うとおりで、先ほども言った11の事業の中で、それに付随する範疇の中でやっていくが、例えば、先ほどの少年のことで言えば、私たちのOBもあちこちへ行っている。私どもでは全部行けないので、そこへ、こういうものをやらせてもらえないかという提案をしたり、そういうことは現実にやってきている。それから、発砲事件を受けて、センターで何か考えるというと、地域住民の意思のある中で、そういった支援と言った形でやっていく方法と思う。2人で何をしろ。というと、ちょっとこれは難しい話であり、支援をする中で、あるいは、大会をやる中で、そういった中をもって、取り組んで、あるいは、数的なものであって、たいしたことはできないが、やっていくんだろうなと思っている。あと、私どもは、警察と違い、逮捕権もなにもないので、強制力を用いるようなことはできない。

問) 活動が支援に限られる。警察ではないということであるが、充分理解しつつ、新たな提案とか、警察の方はどうか、答弁を聞いていて、さらに警察とタッグを組んで、こういうことができるんじゃないかというようなことがあるのではないか。

答) そのことについては、私も各警察署の暴力団を担当している課長に電話をして、地区の要望を聞いてくれと、あるいは、何かできることはないのか。というようなことを今、さかんに聞いたりしているが、ぱっと、すぐできるかというものは、出てきていないのが実態である。

問) 11の業務ができるという話をここで初めて聞いて、これが法律で定められた団体とは知らなかった。ということになると、法律で定めている団体だから、活動に制限があるということについては、何のためにこれをつくったのか。逮捕権もない捜査権もない、何にもないわけである。警察はわざわざこの組織をつくって、何のために金を集めて、県が出資して。資料を見ると、その2のところ、「暴力団員による不当行為の予防に関する民間の実績のある組織活動を助ける。」と書いてあるが、これは、まさに私たちは何もできないと、この団体は。ということになると、この組織って、ここに11ある事業、何をどういうようにしてきたのか。ということになると、先ほども説明があったように、暴力追放宣言した。のぼり旗立てた。という程度の話であって、具体的にこの団体があっても、それは警察でできるじゃないのか。警察はもっと強力な組織があるわけである。その警察でできないことがあるんだと。だから、こういう団体をつくって、そこにやってもらうという趣旨ではないのか。天下り団体をつくるために、わざわざ警察庁がこういう法律をつくったとしか思えない。警察の組織でできないことがあるから、こういう民間団体つくるといふ、そうではないのか。何のためにこの法律ができて、わざわざこういう団体を設立して、県からも出資させて、何のためにこういう法律ができて、この団体をつくったのか。

答) 今、委員の話したとおりであるが、警察とすれば、警察の意思にもとづいて、職務を執行しているのは当然である。警察の人的とか装備、その他、もちろん限界があり、どちらかというところ、この推進センターに、この目的にある防犯意識の向上・高揚とか、被害の救済を図るというようなことの横からの側面的な支援というか、こちらのほうを民間の人たちと協力してもらい、支援していくということであるので、この中にも書いてあるが、連携していってくれと、適正に運営を図ってもらいたい。そういう記載があるので、推進センターと警察は連携をとってやっていくということである。

問) あなたが言ったとおりできているのか、やっているのか。

答) 警察としても一所懸命、検挙、防犯活動をしている。また、推進センターでも、暴排運動、ビラ配ったり、会報配ったり、相談業務したり、各種のことはやっている。

問) 各種のことをやっているなら、それを具体的に挙げてほしい。ビラを、どこで配ったり、何を配ったり、何部くばったり、各種のことをやったならば。

答) それは、推進センターでやっているのだから、そちらのほうに聞いてほしい。

問) 警察と一体になってやっていると言ったのではないか。警察は何を指示して、何を連携しながらやっているのか。警察が暴追センターに対して、何をお願いして、何をしようとしているのか。センターは、全く自主的にやっているのか。警察と連携してるのではないか。

答) これについては、やはり両者が密接にセンターは警察に対して、密接に連絡をしなさい、そして、警察はセンターに対して、必要な配慮をしなさいということの中で、これが基本であり、暴力団追放について、両方の力を出し合って、やっているのが実情で、実際のところである。したがって、特效薬はないので、推進センターには、御協力というか、それぞれの知恵を出してもらい、11の事業を適切に、もしくは積極的に行ってもらおうということである。

問) 11の事業をやってもらっていると言うが、それは言葉であって具体的に何をどういうふうに今回のこの事件に関して、暴追センターに依頼をしたのか。

答) お願いをしたということか。

問) 連携しているって言っているのではないか。さっき、あなたが連携しているって言っていた。暴追センターと警察は連携していると。それでは、今回の問題で、どういうふうなことをこの問題について、暴追センターに役割を果たしてもらったのか。

答) この問題については、特效薬がない、専務理事も話したが、ビラを配ったり、協議会を開いてもらったり、相談業務をしたり、ということはこちらのサイドでは、そちらサイドでやっていたら、我々は、どちらかと言えば、検挙、警察権の発揮であるので、逮捕する。こちらもそれだけではないが、その業務を推進していくということである。

問) 警察権の行使ができない、逮捕権もない、捜査権もない。そういう団体より、皆さんのほうがずっと力がある国家権力を持っているわけであるから、その人たちができないことはないわけじゃない。にもかかわらず、こういう団体をつくったということは、警察権力でできないものをそこにやらせようとしたのではないか。

答) そのことについては、詳細はわからないが、いずれにしても暴力団を排除していくというのは、県民全体というか、市民全体というか、そういう人たちみんなの力で排除していこうと。こういうことだと思っている。利用しないとか、恐れないとか書いてあるが、民間のみなさんも一緒にやってくださいと。推進センターが中心になってやるというのが趣旨だと思っている。やり方については、たしかにワンパターンのなところもある。しかし、いろいろな、今、委員の方々が話したとおり、いろいろなアイデアを出して、もしくは、委員の皆さん方にアイデアがあれば、こんなことをやったらどうだと、助言していただいて、県民総ぐるみで暴力団を排除していこうということであるので、ぜひご理解をお願いしたいと思う。

問) 今回、常任委員会で皆さんにお話しを聞くというのは、法治国家日本の中で、白昼堂々と拳銃を持っている者がいる。ましてやそれを発砲した者がいる。それを防止するために、この団体はどういう役割を果たしているのかということ、みんなが議会で、委員会で聞いたわけである。それで、ここの団体を調査しようと、だからこの問題に関して聞いている。この問題に関して、警察は、暴追センターにどのような役割を果たしてもらっているのか。この法律で必置の団体だとは知らなかった。ところが、ここで聞いたら必置の団体である。必置の団体ならまさに警察の配下にある団体ではないのか。その配下にある団体がこの問題について、どのように一緒にやろうとしているのか。警察ができないことがあるからこの団体をつくったのではないのか。警察ができることなら、そんな団体なんていないのではないのか。こういう団体があるというのは、警察権力でできないものを、こういう団体をつくってやろうという趣旨ではないのか。そのときに警察はこの団体に何を求めているのか、何をしてもらいたいのか。いや、全く自主的に、勝手にやっているんだというのであれば別であるが、法律で必置の組織である以上は、みなさんが全く関与してないはずはないと思っているが、そういう点で、今回のこの事件に関して、どのような役割を果たしてもらおうと思っているのか、そこを聞きたいと言っている。

答) 今回の発砲事件、20件前後あったということで、それについては、委員の方々も承知のとおりである。それについて、たしかに警察でできないようなことがいっぱい、そもそも民間云々があるので、センターが中心になってやっていただき、さきほど、専務理事からも話があったとおり、ワンパターンと言われればそうかもしれないが、追放宣言をすといっても、人をいっぱい集めることもなかなか大変なことである。それを何度も何度もやってみたり、たかがビラ配りかもしれないが、何カ所かでビラ配りをしたり、あとは、専務理事が会合の会場に顔を出して、暴追の話もしているはずである。その辺をその都度、行ってきた、行く。という話はしないが、この発砲事件、対立抗争、早く解決しようということで、推進センターとしての力を発揮していただいているということである。

問) 相手が暴力団ということであるから、法律の外にいる人を相手にする仕事なので、まさに身の危険を感じながら皆さんやっていることであるが、ぜひ両者相まって、法治国家日本にふさわしいような社会をぜひ築き上げていただきたい。願います。

問) 今回、異例の発砲事件がある中で、それをカバーするような、異例なことだから、ちょっと違ったことをしてみようという部分に関しては、何か案が出たとか、意見が出たとか、そういうことはないのか。

答) 今回の一連の発砲事件を受けて、先ほども話したとおり、各署を歩いたり、あるいは、電話もし、聞取りをしたりしました。実際、センターの取り組む内容があるかということ、ない。できるのは、やはり、大会へ参加して、参加するにあたり、こういうふうにしてほしい、あるいは、暴力団情勢を警察本部にお願いして説明してほしいとか、あるいは、先ほども申ししたが、会場には当然、のぼり旗を立てる、あるいは、タスキをつかう、プラカードをつかう

という形で、支援をやっていくということで、機運を盛り上げていくという、本当に下からの底上げみたいな形での支援をやっていく。それから、責任者講習というようなことも、年末年始を除いて、月に2回くらいやっている。そこでも必ず警察本部の担当者の応援もいただき、今回の事件の発生状況、背景、あるいは、暴力団の対応要領の説明、あるいは、弁護士にも依頼して、広く各企業、事業所の責任者に対して、どんどん募集して、意識を高めていく。このことが、ここの仕事として非常に大事なことだと思っているが、そうしたことでやっているということである。

問) いろいろな事業者を回っているようであるが、民意の喚起の仕方を新しい方法。例えば、マスコミを利用するとか、小中学校は難しいかもしれないが、学校や何かの配り物であれば、父兄が見たりする。なので、学校などに配り物をして、今までとちょっと違った形の民意を喚起する方法を、私たちも地域にもどって伝えるので、ぜひ、警察もセンターも私たちも含めて、この問題に取り組んで行きたいと思う。



暴力追放運動推進センターの質疑の様子